

第三日 平成三十年十二月十三日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第一、発議第一号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第一号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第二、発議第二号西十和田トンネル建設促進に関する意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第二号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議あり

ませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、趣旨説明を行います。

発議第二号の提出議員から趣旨説明を求めます。提出議員を代表して、奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

この西十和田トンネル建設促進に関する意見書についてですが、このルートは冬場閉ざされているルートでもあります。世界的な観光地である十和田八幡平国立公園と津軽地方を結ぶ、大変重要なルートでありまして、このルートが整備されることによって、津軽地方と十和田湖へのルートが確立されて、観光客もふえ、津軽地域の活性化にもつながっていくものと思っております。

そしてまた、津軽地方と南部地方の交通の時間短縮という意味でも、津軽と南部の交流を図り、ひいては青森県全体の活性化につながっていくものと考えておりますので、この西十和田トンネル建設促進に関する意見書については、皆さん賛同の上、採択をよろしく申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議長、質疑と言ったんですか。賛同できない理由でもよろしいですか。（「いいです」の声あり）

ただ今、奈良岡議員から、代表して意見書に賛同する意見が述べられました。私としては、本意見書に同意できま

せん。その理由は、十和田八幡平地域の観光ルートとしてトンネルをつくるということでありますけれども、そもそも十和田観光の内容を新しい段階に引き上げていく、或いは内容を精査する、そのこと自体が今、県にも求められていることではないかと思えます。と同時に、現在の十和田八幡平観光の既存の道路やトンネルの安全確保のためのメンテナンスこそ大事な時代だと思っております。

反対理由の第二は、冬期間の津軽と南部の物流の連絡網をトンネルでつくると言っておりますけれども、現存する既存の高速道路の利活用等で、十分果たしていけるのではないかと思っております。

最後に、何よりも新トンネルの公共工事への巨費の投入というような時代ではないと考えられます。全国的な高速道路、或いはトンネル、橋梁、様々なメンテナンスにこそ力を入れていく時代だと思っております。そして、当該自治体に決議を要請しているわけでありますけれども、皆で渡れば怖くないんだというような政治スタンス、議会の姿勢、そういう進め方にも私は賛同できませんので、今回の西十和田トンネル建設促進に関する意見書に賛同できません。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから発議第二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

発議第二号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第三、報告第十九号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十九号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第四、議案第六十二号藤崎町課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案第六十二号、課の名称も含めて新設するという事なんですけれども、この最終的な結論をどの段階で出したのでしょうか。地方創生推進室を削って、経営戦略課とすることに決めたのは、どの段階でどのような経過で決めたのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

日本共産党、浅利直志議員の質問にお答えいたします。

各課、町政発展のため、町民一人一人の幸せのために一生懸命頑張ってきているところでもございます。

しかしながら、国で進める地方創生、数年経ちました。町が独自に我が町を発信する、或いは活性化を目指すということで企画財政課の中に企画係というものがございます。昨年末辺りから、庁舎の整備事業もありますけれども、

もっともっと横の連携を強化して、いわゆる町活性化のために仕事をしていただきたいということで、地方創生推進室、企画財政課の企画係があります。私から見ると横の連携がまだまだ足りないということで、その企画係をこれから目指そうとする新しい課に統合して、さらに町の活性化を求めるためのシンクタンクになっていただきたいということで、時期的には去年の今頃から、素案を急ぐように指示していたところでございます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

横の連携を強化し、藤崎町のシンクタンク的な役割も果たして欲しいと。私が聞いていたのは、どの段階で決めて、町長が独断で決めたわけでもないでしょうから、どの段階で最終的にこれで行きましょう、というふうに決めたんですか。日本共産党の質問ですのでお答え下さい。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

再度、日本共産党の浅利直志議員にお答えいたします。

どの段階でと申しますと、十二月定例会に提案するように指示したのは、九月定例会が終わった後でございます。

ただ、素案を作るべく作業を指示したのは、去年の今頃というところでございます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

経営戦略課という名前ですけれども、なにやら行政にピンとこないような感じなんですけれども、名付け親というのは町長なんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

例えば隣の弘前市なんかは、戦略課を削除して元に戻したような感じもしてございます。

青森県でもそのような類いの名称はございますけれども、名前よりも中身を充実させるということに主眼を置いておりますので、なじまないと相馬議員が思っていることもあろうかと思っております。

ただ、なじまないだけでこの設置を可か非かと問われれば、相馬議員が感じていることも私は胸に込めながら、今後行政運営に努めていきたいと思っております。問題は、中身をいかに充実させて町の活性化のためにスピードアップしていくか、そこでございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

名前よりも中身だということで、地方創生から経営戦略だということで、中身の方も一般の人の意見も聞きながら充実して下さるよう切にお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決いたします。議案第六十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

横の連携を強化するとか、シンクタンク的な要素も持って自治体経営のリーダーシップを図っていくという意図については理解するんですけども、やはり私は、町長が言われたように中身こそ大事だと、或いはどういう仕事をやる課なのかということこそ大事でもあると思います。

従いまして、町民にとっても分かりやすい、その課に所属する人にとっても説明しやすい、そういうようなことからみまして経営戦略課というのはちょっと大げさすぎて、私は財政課と企画課、これで充分なのではないかと思っておりますので賛同できません。

○議長（野呂日出男君）

次に原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

国で進める地方創生の中で、地方は少子高齢化、経済の縮小、色々な問題を抱えていくと思います。その中で、戦術、戦略の違いは、戦術は役場であり、戦略は大きな目でこの地域をどのようにしていくかというものを考えること

も大事だと思えます。恐らくこれから、地方自治体の中でも勝つところ、負けるところが出てくると思えます。そのような意味で、戦略を立てながらこの町の町政発展のために推進していく課、ということで理解しておりますので賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に討論はありませんか（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十二号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第六十二号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第六十三号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十三号を採決いたします。議案第六十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六十四号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。



これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十四号を採決いたします。議案第六十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六十五号藤崎町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十五号を採決いたします。議案第六十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十五号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第六十六号藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十六号を採決いたします。議案第六十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六十七号藤崎町教育委員会教育長の任命の件を議題といたします。

本件について、武田 登教育長本人に関わる議案のため、武田教育長より退席したい旨の申し出がありましたので退席を許可いたします。暫時休憩します。

休 憩 午前十時二十分

---

再 開 午前十時二十分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十七号を採決いたします。議案第六十七号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十七号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。武田教育長の入場を許可します。

休 憩 午前十時二十二分

---

再 開 午前十時二十二分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第十、議案第六十八号財産の処分の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町の財産、保育事業に関わる財産なんですけれども、この評価として価格も説明を受けておるんですけれども、例えば藤崎保育所は不動産鑑定士の評価では、二千九百六十八万円程、西中野目保育所は七百三十七万円程というような評価をしているんですけれども、不動産鑑定業務の中で、土地の評価をどのように基本的に決めたのでしょうか。例えば、近隣の評価に準じてやったんですか。基本的な値段の決め方はどういうふうにして決めたのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。今回の鑑定につきましては、不動産鑑定士をお願いしているものでございます。鑑定の方法といたしましては、近隣の不動産の取引状況、それらを参考にして決めていると、そのように聞いてございます。以

上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

近隣の取引状況を参考にするというのは、土地の場合は基本なんですけれども、例えば西中野目だとかはそんなに取引がある箇所ではないですので、路線価に面したところでも無いしということで、近隣の宅地の評価が主に参考になったのではないかと思うんですけれども、西中野目も含めて近隣の取引状況が主なる参考値だということなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。近傍の類似地を参考にしているものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今般、先輩方々の協力や先達の人達の努力の結果として作り出されてきた土地を手放すというようなことなので、我々が一番望んでいることや逆に危惧していることは、保育事業を途中で中断するような事態があっては一番困るというようなことでございます。

この社会福祉法人伸栄会の経営状態は、ほとんど問題なく順調なのでしょうか。経営状態をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。過去三年分の貸借対照表等もお借りしまして、内部留保資金等も勘案しまして良好だと認めました。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十八号を採決いたします。議案第六十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第六十九号財産の無償譲渡の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

財産の無償譲渡の件について質問いたします。無償譲渡する財産の内訳ということで提案されておるんですけど

も、例えば西中野目保育所というのは、評価は一千万円程だと説明を受けているんですけども、これが無償になるというのは特別な事情があるのか、町長の太っ腹で無償にするのか、或いは何かしらの評価の方法が、一千万円の時価評価があるものが無償に近いんだということになったのか。建物についての評価の仕方、価値がおしなべてゼロになった根拠をお示し願いたい。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。西中野目保育所というお話でございましたので、こちらも土地と同じ不動産鑑定士に鑑定していただいております。

建物の評価額といたしましては、九百七十五万五千円と評価をいただいております。西中野目保育所は、平成十年に完成してございます。十九年を経過している建物であるということから、今後改修費用が見込まれるということで、こちらの改修費用を積算したところ、一千九百万八千円の改修費用が見込まれたものでございます。差し引くと評価額が無いということになりますので無償譲渡ということになったものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

改修費用が見込まれると、改修費用と相殺する評価を採用したわけなんですよ。しかしながら、同じような事業主体の人が利用するのであれば、それなりの価値があるわけですよ。普通考えればそうですよね。私のような第三

者が全くその事業に関係ない人、倉庫に転用するから買うんだと、譲渡するんだということと全く違うわけでありませう。

お聞きしたいのは、そのような改修費用を見込む評価の仕方というのは、評価の仕方のひとつの方法にしか過ぎないのではないかと思いますけれども、それが世間通常の当たり前なんだという理解なんですか。鑑定評価をどのように評価しているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

ただ今の鑑定評価の仕方のお話でございますが、町が今後とも所有して保育所を維持管理していく上に当たって必要となる経費が、先程申し上げました改修費用ということになるわけであります。従いまして、その金額を差し引くという考え方は、非常に合理的な考え方だと考えまして無償譲渡ということにしたものであります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先程の西中野目保育所の例でいけば、九百七十五万円程が現存の不動産建物価格なんだと。一千九百万円程の改修費用がかかるんですよと。一千九百万円も鑑定士が出したんですよ。町が一千九百万円程かかるんですよという評価を下したんですか。その辺はどういうふうになっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

現状の建物の鑑定につきましては、不動産鑑定士の方が行いました。今後、保育所を運営するに当たって見込まれる改修費用は、私どもが設計屋さんと確認しながら算定したものでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

正確に言えば、不動産鑑定士の評価は九百七十五万円で、築後二十年程経過しているから、それに一千九百万円程かかるだろうというのは町の見積額なんですね。答えて下さい。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

浅利議員がおっしゃる通りでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そういうようなことであれば、それを差し引いて評価がマイナス百万円とか二百万円出たというような説明なので



しょう。福祉事業の伸栄会さんが順調に業務もやっているし、買って欲しいということになると事業主はそれを小規模改修でやるかどうかというのは、全くその社会福祉法人の主体的運営方法にかかわるわけでありまして。一千九百万円かかるところを一千万円で済ますということもあり得るわけでありましてし、或いは親戚の業者に依頼して、一千九百万円じゃなくて、公共工事の値段じゃなくて、一千万円で済むということもあり得ることだと思えます。

私がお聞きしたいのは、委員会で説明を受けたのでございますが、財産無償譲渡を受ける社会福祉法人伸栄会さんと覚え書きを交わすんだというふうに言っております。一番懸念しているのは、無償譲渡したのは良いけれども、事業を途中で中断するような事態があったら一番困ると。最悪の場合、そういうことも考えられないわけではないので、どのような覚え書きを交わして無償譲渡と一体のものとしてやるんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。覚え書きの内容につきましては、委員会でも申し上げましたとおり、仮に保育所を廃止するようなことになったとしても町と協議して決めること。或いは、議員の皆さんも懸念していらっしゃると思いますが、認定保育園への移行がスムーズにいくように努めること等の内容を記載したものになっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

無償譲渡契約を結ぶと言っているんですけれども、その中に特約だとかあるんですか。契約はどのように締結する

予定ですか。契約の中に特約なり覚え書きとの関係等は明記されるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

無償譲渡の契約書の中にそのような特約事項は記載されてございません。

また、覚え書きとの関係ということでございますけれども、譲渡の契約書は不動産譲渡ということで、覚え書きは保育所の運営の覚え書きということで、いずれにしましても題名は違いますが効力は同じものと考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

通常考えれば、覚え書きをやって無償譲渡の契約もするのが、事業を継続する人にとっては有利であるし、町としても継続してほしいという願いがあるわけですので、これは財産処分、土地の売買契約の件、財産の無償譲渡の件、覚え書きもやるんだと言っているんですけれども、同じ日にやるんですか。それとも譲渡のほうが決まってから、協定なり覚え書きなんですか。その辺は契約管理課としては考えていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

今現在、社会福祉法人伸栄会と仮契約を結んでございます。議会において承認された後に、その通知をもって本契約とするものでございます。

また、覚え書きにつきましては、本契約になった旨通知する日と同日になるものと思っております。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十九号を採決いたします。議案第六十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第七十号福館公民館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十号を採決いたします。議案第七十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第七十一号 榊公民館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十一号を採決いたします。議案第七十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第七十二号 福島公民館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十二号を採決いたします。議案第七十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案七十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第七十三号 福左内公民館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十三号を採決いたします。議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第七十四号藤崎町常盤地区コミュニティセンターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

本件について、吉村忠男君は、地方自治法第百十七条の規定に該当し、除斥の対象となりますので退席を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時四十二分

---

再 開 午前十時四十二分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。吉村忠男君の入場を許可します。

休 憩 午前十時四十三分

---

再 開 午前十時四十三分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第十七、議案第七十五号藤崎町亀田地区交流センターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。議案第七十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第七十六号藤崎町水木地区ふるさとセンターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第七十七号藤崎老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第七十八号徳下老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第七十九号久井名館老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第八十号富柳老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十号を採決いたします。議案第八十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第八十一号三ツ屋老人憩の家の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十一号を採決いたします。議案第八十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十一号は原案のとおり可決されました。



日程第二十四、議案第八十二号中野目研修集会センターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十二号を採決いたします。議案第八十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第八十三号三集落生活改善センターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

本件について、神 忠勝代表監査委員本人に関わる議案のため、神代表監査委員より退席したい旨の申し出がありましたので、退席を許可いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時四十八分

---

再 開 午前十時四十八分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十三号を採決いたします。議案第八十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十三号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。神代表監査委員の入場を許可します。

休 憩 午前十時四十九分

---

再 開 午前十時四十九分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第二十六、議案第八十四号西中野目生活改善センターの指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十四号を採決いたします。議案第八十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第八十五号藤越研修集会所の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十五号を採決いたします。議案第八十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第八十六号白子研修集会所の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十六号を採決いたします。議案第八十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第八十七号林崎研修集会所の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十七号を採決いたします。議案第八十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十七号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第八十八号平成会館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十八号を採決いたします。議案第八十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十八号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第八十九号若松転作研修館の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十九号を採決いたします。議案第八十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案八十九号は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議案第九十号平成三十年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は十七ページでございます。その中の土木総務費、若者移住すまいづくり補助金一千百万円程追加補正されておりますが、その内訳を説明してほしいということと、すまいづくり事業と賃貸の事業と両方あるんでしょうけれども、現状どのような地域から移住してきているのでしょうか。これまでの傾向を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。補正の内訳ということですので、昨年度の実績はご存知のとおり二十三件、一千七百二十万円の支出がありました。ことしの九月までの申請の実績としては十六件、一千百六十万円。当初予算が一千万円でございます。すでに超えてございます。この一千百万円の内訳ということでございますので、昨年十月以降の申請の実績は十三件ありまして、今後の申請の見込みを十六件。想定ですけれども、五十万円の土地のみが六件。土地プラス建物、八十万円ですけれども、それが十件として計一千百万円という補正額を提案いたしました。

それで、地域からの転入者ということですが、昨年の実績を申しますと県外から二件、岩手県と宮城県からでございます。県内は、弘前市が十四件ほか二十一件。ことしの十一月末での実績ですけれども、弘前市が十四件、青森市が一件、南部町が一件、鯨ヶ沢町が一件の十七件となっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

同じページの土木費についてお聞きいたします。ことしは議会が始まって以来連日大雪で、除雪も出動して対応していらっしゃるんですけども、この除雪事業費の除雪作業員賃金五十五万円程追加するというのは、直営の除雪作業員と一緒に作業する臨時の季節的な作業員の賃金なのでしょうか。除雪作業員賃金追加五十五万円の内訳を明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。現在、直営除雪の作業員としては、町の職員が二名、臨時職員が二名、十二月一日からの除雪期間の作業員が四名の計八名で対応してございます。今回の除雪作業員賃金の五十五万一千円は、一月から期間の除雪作業員を一名追加したいということでございまして、理由は二つほどございます。一つめは、町の臨時職員の一名は、除雪作業が未経験でございます。その作業員の人材育成を行いながら除雪体制の強化を図ること。二つめは、町職員の一名が定年退職するということで、来年からの欠員の補充として一名を追加して、ことしから道路状況等を覚えさせながら除雪体制を万全にするということで、一名分の五十五万一千円を追加する提案をするものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

臨時の期間作業員の一名追加分の五十五万程だというふうに受け止めたのですけれども。雪の状況にもよりますけれども一名で足りるのかなという思いもあるんですけれども。期間作業員は四名程で対応しているということなんですけれども、この期間作業員の待遇といいますか処遇といいますか、それはどのようなようになっていらっしゃるんですか。例えば完全時給制だとか、或いは事故の場合の労災保険への加入だとか、その辺はどのようなふうになっていらっしゃるのでしょうか。基本給ベースがどのようなふうになって、残業ベースがどのようなふうになっているのかということと、事故時の対応が労災加入者の状態なのか、その点をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。勤務体制は職員と同じで、午前八時十五分から午後五時までで、賃金は日額九千五百円であります。勤務は日中で、土・日曜日は休みです。保険も適用してございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

今の除雪の賃金に関連して、もし答弁できればお願いします。

常盤の除雪センターにグレーダーが配置されております。私が見る限りでは、昨年是一回も出動していない感じがします。せっかく立派な新しいグレーダーを購入しても、ここ三、四年姿を見たことがありません。圧雪する状態になったときに、日中グレーダーでも使用して、生活しやすい道路環境をつくってほしいわけです。ただ、特殊な車輛です

ので、今、作業員の賃金の追加がありましたけれども、グレーダーの運転が出来る人材を入れたんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。グレーダーの使用回数については、私も着任して調べたら、あまり利用されていないということでありまして、聞いたら操作が大変難しいと。慣れることが必要だということで、今年度からなるべく慣れて下さいと運転手にも言っておりますので、今年度からは出動回数が多くなると思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

宝の持ち腐れが無いように、立派な機械を準備しましたので、ぜひとも利用するよう要望いたします。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私も同意見です。結局、人件費の自己抑制で、そういう運転が出来る人は、もっと給料の高いところで仕事をするという側面もあるわけですので、出動の機会といいますか、先程横山議員の言ったようなことを私からも要望したいと思います。

そして、私は除雪について、もっと細かいことを要望したいと思います。防雪柵の設置について、三ツ屋の町内



会長も議員と語る会で要求していました。田んぼが良くなったからやれなくなったんだとかと。私は、堰があって道路の幅員があれば防雪柵も可能なのではないかと。鶴田や板柳でギリギリいっぱい防雪柵をつくっているのを見ますと、そうじゃないかなと思っております。

お聞きしたいのは、暴風雨の時、富柳の簡易の防雪柵さえも撤去されてしまったんです。電柱は福館のほうから行くと左側にありますし、暴風雨の時は、全然どこが目印かわからないから、電柱が目印じゃないかなと思って、そっちに曲がって対向車線に行ってしまうと。私が言いたいのは、防雪柵が当面やれないのであれば、除雪のポールを圧倒的にふやして欲しいんですよ。つまり、電信柱一本の間に二、三本しか無いそれを目指しても、ポールそのものが吹雪で見えなくなってしまうときも何日かあるんですよ。ですから、富柳と福館の間のポールの数をふやしていただきたいというような要望については、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

十一月の七日に町内会長さんと除雪業者との懇談会がありまして、いろいろな要望がありました。そのうち、富柳の町内会長さんから今の件は伺っております。吹きだまりが出来るということで、町としても解決しなければならないということで対応策を練っております。防雪柵ですけれども、現在、防雪柵の計画がいっぱいありまして、町としては仮設の防雪柵から固定式の防雪柵に切り替えるという計画を持ってございまして、防雪柵も大変お金がかかるということでありますので、計画的に事業を行っていきたいと考えております。ポールも出来ることからやりたいと思ってございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。吉村忠男君。

○八番（吉村忠男君）

先程の建設課長の答弁の中で、四人の冬期間の臨時作業員は、土・日曜日は休みということでしたが、突如大雪とかで手が回らないときでも、土・日曜日は休暇ということですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

季節の除雪作業員の勤務は、我々職員と同じ勤務ですので、夜間、土・日曜日でも出勤するという事です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十号を採決いたします。議案第九十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十号は原案のとおり可決されました。

日程第三十三、議案第九十一号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十一号を採決いたします。議案第九十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十一号は原案のとおり可決されました。

日程第三十四、議案第九十二号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十二号を採決いたします。議案第九十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十二号は原案のとおり可決されました。

日程第三十五、議案第九十三号平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十三号を採決いたします。議案第九十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十三号は原案のとおり可決されました。

日程第三十六、議案第九十四号平成三十年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十四号を採決いたします。議案第九十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十四号は原案のとおり可決されました。

日程第三十七、議案第九十五号平成三十年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十五号を採決いたします。議案第九十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十五号は原案のとおり可決されました。

日程第三十八、請願第一号主要農作物種子法の復活をもとめる請願を議題といたします。

これから請願第一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第一号を採決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立少数であります。よって、請願第一号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第三十九、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員長から報告願います。総務産業常任委員長 佐々木政美君。

〔総務産業常任委員長 佐々木政美君 登壇〕

○総務産業常任委員長（佐々木政美君）

総務産業常任委員会より閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る十一月二日、常任委員会を開催し、「道路」、「町営住宅」、「都市計画」及び「公園」に関することの中の「町営住宅」について集中審議し、町営住宅の現地視察もあわせて実施いたしました。

町営住宅の空き室状況並びに住宅料の滞納状況の報告を受け、みどり団地、しらかば団地の空き室並びに第二水木団地の建設現場を視察しました。第二水木団地は、整備計画の最終年度で、残り一棟の建築と外構工事が順調に行われていました。

また、みどり団地、しらかば団地については、築四十年以上経過しており、空き室の状況をみると退去後修繕し

た部屋でも湿気が多くカビが発生している状態で、修繕していない部屋については、入居するにはかなりの修繕費がかかるものと思われます。募集しても入居を希望される方はいないとのことで、このままではどんどん悪化することが想定されます。

公営住宅の長寿命化計画では、みどり団地、しらかば団地は補修をすることとなっているが、現場を見る限り、計画の再検討の必要性を要望して委員会を終了しました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

次に、民生教育常任委員長から報告願います。民生教育常任委員長 前田信一君。

〔民生教育常任委員長 前田信一君 登壇〕

○民生教育常任委員長（前田信一君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る十月二十六日、常任委員会を開催し、「保育所（園）及び認定こども園に関すること」について集中審議し、各保育所（園）の現状及び特色について報告を受け、現場を視察しました。

ときわこども園は、四月より園舎も新たに認定こども園として運営され、伝統文化への理解を深める取り組みが実践されていきました。

ふじ保育園は、十月に園舎が完成し、快適な環境のもと保育が行われていました。子供が持っている能力を最大限に引き出すための教育を実践しているとのことで、今後は、認定こども園移行に向けて取り組んでいくとのことで

した。

また、伸栄会からは、契約期間満了後は、施設を購入し保育事業を続ける旨の意思を確認しました。建物もまだ立派なので、売却するに当たっては、町民に説明ができる、それ相応の価格で売却していただくことを要望し委員会を終了しました。

以上で民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

民生教育常任委員会の報告が終わりました。

日程第四十、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第四十一、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成三十年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時十九分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 浅 利 直 志

署名議員 阿 部 祐 己

署名議員 五 十 嵐 忍